調査票4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

三重県 市区町村数 29

														巾	5区町村数	29	
都	市	市			事	庁		男女共	同参画に関する条例				画に関する計画				
道		区		所	l	内建	i	232.77					日現在で有効なもの))			
府	町	_		ולז	務	終	機		有 	7	無	有					無
県	村	囲丁	担当課(室)名			会譲					現在					女性 活躍	現在
=	_	村		属	所	σ,) "	条例名称	公布日	施行日	の	計画名	計画	画期間		推進	の
	1	~				有					状					法との 関係	状況
1	۴	名			掌	無	無				況					対1永	
\mathcal{N}	/			/	${}$	19	20	16			/	29					
24	201	津市	男女共同参画室	1	1	1	1	津市男女共同参画推進条例	平成19年3月30日	平成19年3月30日		第3次津市男女共同参画基本計画	平成30年4月	~ =	平成34年3月	1	
24	202	四日市市	男女共同参画課	1	1	1	1	四日市市男女共同参画推進条例	平成18年3月28日	平成18年4月1日		男女共同参画プランよっかいち2015~2020	平成27年4月	~ 5	平成33年3月	0	
24	203	伊勢市	環境生活部市民交流課	1	2	1	1	伊勢市男女共同参画推進条例	平成19年3月31日	平成19年4月1日		第3次伊勢市男女共同参画基本計画	平成30年4月1日	~ 平	成34年3月31日	1	
24	204	松阪市	人権·男女共同参画課	1	1	1	1	松阪市の男女共同参画をすすめる条例	平成17年1月1日	平成17年1月1日		松阪市男女共同参画プラン	平成28年4月	~ 5	平成33年3月	0	
24	205	桑名市	働き方改革・女性活躍推 <u>進室</u>	1	2	1	1	桑名市男女共同参画推進条例	平成21年9月29日	平成21年9月29日		桑名市男女共同参画基本計画	平成21年4月		平成30年3月	0	
24	207	鈴鹿市	男女共同参画課	1	1	1	1	鈴鹿市男女共同参画推進条例	平成18年6月29日	平成18年6月29日		第2次鈴鹿市男女共同参画基本計画	平成28年4月	~ 5	平成36年3月	0	
24	208	名張市	人権·男女共同参画推進 室	1	1	1	1	名張市男女共同参画推進条例	平成17年10月3日	平成18年4月1日		第2次名張市男女共同参画基本計画	平成29年4月	~ 5	平成39年3月	1	
24	209		政策調整課	1	2	1	1	尾鷲市男女共同参画推進条例	平成19年4月1日	平成19年4月1日		第二次尾鷲市男女共同参画推進基本計画	平成24年4月	~ 5	平成34年3月	0	
24	210		文化スポーツ課文化共生 グループ	1	2	1	1	亀山市男女が生き生き輝く条例	平成20年6月27日	平成20年7月1日		第3次亀山市男女共同参画基本計画	平成29年4月	~ 5	平成34年3月	1	
24	211	鳥羽市	市民課 人権·生活係	1	2	1	1	鳥羽市男女共同参画推進条例	平成24年3月30日	平成24年3月30日		鳥羽市第2期男女共同参画基本計画(通 称:ほほえみプラン)	平成22年4月	~ 5	平成32年3月	0	
24	212	熊野市	市長公室	1	1	1	1	熊野市男女共同参画推進条例	平成29年6月23日	平成29年6月23日		熊野市男女共同参画ステッププラン	平成29年4月	~ 5	平成34年3月	1	
24	214		人権福祉課	1	2	1	1	いなべ市男女共同参画推進条例	平成20年3月25日	平成20年4月1日		いなべ市男女共同参画第3次推進計画	平成30年4月	~ 5	平成35年3月	1	
		心摩巾	市民生活部 人権市民協 働課	1	2	1	1	志摩市男女共同参画推進条例	平成24年12月26日	平成25年4月1日		第3次志摩市男女共同参画推進プラン	平成29年4月1日	~ 平	成34年3月31日	1	
			人権政策課	1	1	1	_	伊賀市男女共同参画推進条例	平成16年11月1日	平成16年11月1日		第3次伊賀市男女共同参画基本計画	平成28年4月		平成33年3月	0	
			総務政策課	1	2	0	_				0	木曽岬町男女共同参画基本計画	平成26年3月		平成99年9月	0	
			生活部 町民課	1	2	-	_				1	第3次東員町男女共同参画プラン	平成30年4月		平成35年3月	0	
			企画情報課	1	2	1					3	第3次菰野町男女共同参画推進プラン	平成28年4月		平成33年3月	0	
			企画情報課 企画情報課	<u> </u>	2	0	_				0	かがやくあさひ男女共同参画基本計画	平成24年4月1日 平成20年3月	~ 平 ~	成33年3月31日	0	
			正凹1月 報課 健康福祉課	1	2	_		多気町男女共同参画推進条例	平成19年6月26日	平成19年6月26日	U	川越町男女共同参画推進計画 多気町男女共同参画推進基本計画	平成20年3月 平成23年4月		平成31年3月	0	
24		明和町	世	1	2	+	1	多式叫另女共同参回推進宋例	十八19年0月20日	十八19年0月20日	2	第2次明和町男女共同参画基本計画	平成23年4月		十八31年3月 2成35年3月31日	1	
		大台町	人惟王/古 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	2	0	0				0	第2次大台町男女共同参画基本計画	平成30年4月1日		平成32年3月31日	1	
24			総合戦略課	1	2	0	_				0		平成29年4月		平成33年3月	1	
		度会町	総務課	1	2	0	_				0	度会町男女共同参画基本計画	平成26年4月		平成31年3月	0	
			企画調整課	1	2	0	_				0	大紀町男女共同参画計画	平成27年4月		平成32年3月	0	
			環境生活課	1	2	0	1	南伊勢町男女共同参画推進条例	平成25年3月22日	平成25年4月1日		第二次南伊勢町男女共同参画基本計画	平成30年4月1日	~ 平	成35年3月31日	1	
24	543	紀北町	総務課	1	2	1	_				0	第2次紀北町男女共同参画基本計画	平成30年4月	~ 5	平成40年3月	0	
24			総務課	1	2	1	1				0	御浜町男女共同参画推進基本計画	平成27年4月	~ ∑	平成31年3月	0	
24	562	紀宝町	企画調整課	1	2	0	1				0	第2次紀宝町男女共同参画プラン	平成28年4月	~ 5	平成33年3月	0	

<選択肢回答>

所属 1 首長部局

庁内連絡会議

2 教育委員会

1 有 0 無

事務所掌

諮問機関

1 男女共同参画·女性等を名称に冠した専管課 1 有 2 1ではない 0 無

男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 平成30年3月末までの制定を目途に検討中 2 平成30年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

- **現在の状況** 1 策定に向け検討中 0 策定予定がない、検討していない

調査票4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都		市			5	男女共同参画・女性のための総合的な施設(平	成30年4月1日現在	生で開設済の施設)							٦
道		区								施	設		管理·貨	営主	.体	
府	町					1	所在地等			形	態		设管理		業運営	É
県	村	町											指立る		指	z
	コー	村	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複 合	直営	定管理を	直営	芒	そ の 他
ド	ド	名								独		呂	指定管理者	呂	指定管理者	他
Ë	-											-	111	-	_	=
			4							1	3	2	1 1	3	0	1
24	201	津市														4
		四日市市	四日市市男女共同参画センター	はもりあ四日市	510-0093	三重県四日市市本町9-8	059-354-8331	059-354-8339	http://www.city.yokkaich i.mie.jp/danjo/index.shtm I		0		0	0		
		伊勢市														
		松阪市														
24	205	桑名市														4
24	207	鈴鹿市	鈴鹿市男女共同参画センター	ジェフリーすずか	513-0801	三重県鈴鹿市神戸二丁目15番18号	059-381-3113	059-381-3119	http://www.danjokyodos ankaku.city.suzuka.lg.jp	0		0		0	\bot	
		名張市	名張市男女共同参画センター		518-0775	三重県名張市希央台5番町19番地	0595-63-5336	0595-63-5326	http://www.emachi- nabari.jp/danjo-center/		0		0		(0
		尾鷲市														
		亀山市														4
		鳥羽市					1	1								4
		熊野市 いなべ市														-
		志摩市					+	1							-+	\dashv
		1							https://www.city.iga.lg.jp			_			\dashv	\dashv
		伊賀市	伊賀市男女共同参画センター		518-0873	三重県伊賀市上野丸之内500番地	0595-22-9632	0595-22-9666	<u> </u>		0	0		0	\perp	_
		木曽岬町														4
		東員町 菰野町													<u>-</u>	4
		孤野町 朝日町					+							1	+	\dashv
		川越町												1	-+	\dashv
		多気町					1	1							-	\dashv
		明和町														┪
		大台町														┨
		玉城町														
		度会町													\Box	
		大紀町														4
		南伊勢町													_	4
		紀北町													\dashv	\dashv
		御浜町											_	\vdash	\dashv	\dashv
24	562	紀宝町							1							

調査票4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

三重県	
-----	--

都	市	市	男女共同:	参画・女性の	ため	の糸	総合的な	施設	굿 (平原	丸 30) 年	4 5	1	日	現る	生で 開 設 済 の 施 設)
道	区				職員数	数(人)								主		な	事業
府	町	区															
	村	町	名 称	設立年月日	带	非常	予算額	広報	藩	相談	.情	苦情	交流	企業の	国	調杏	
1	Π –	村			常 勤	常勤	(千円)	広報啓発	講 座	相談事業	・提供無	苦情処理	交流促進	企業・NPO	国際交流	査研究	その他
ド	ド	名															
			4					4	3	4	4	1	3	3	0	2	
24	201	津市															
			四日市市男女共同参画センター	平成8年8月1日	9	1	16,128	0	0	0	0		0	0		0	はもりあフェスタなど
		伊勢市															
		松阪市															
		桑名市															
		鈴鹿市		平成14年8月2日	5	1	14,511	0	0	0	0	0	0	0		0	
		名張市	名張市男女共同参画センター	平成21年6月13日	1	0	1,345	0		0	0						
		尾鷲市															
		亀山市															
		鳥羽市															
		熊野市															
		いなべ市															
		志摩市															
			伊賀市男女共同参画センター	平成24年4月16日	2	0	3,204	0	0	0	0		0	0			
		木曽岬町															
		東員町															
		菰野町															
		朝日町															
		川越町															
		多気町															
		明和町															
		大台町					-										
		玉城町															
		度会町															
		大紀町															
		南伊勢町															
		紀北町															
		御浜町															
24	562	紀宝町															

調査票4-3 市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

都	市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	1 治	会 長	等	の状	況				
道	区		宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
府	町	区	_		=		女	女	-	女	女		,	女	m-	女	女	2/5	女	女
	_	_	言		言	区	性	女 性	市	性	女 性	村	女 性	女 性	町	女 性	女 性	治	性	女 性
県	村	町	年	宣 言 名 称	の		副	比	区	副	比		町	比	村	副	比	会	女性自治会長	比
□	⊐	4.1	·			長	市 区	率		市 区	率	長	村 長	率		町 村	率		冶	率
H	1	村	月		形		長	(%)	長	長	(%)		長	(%)	長	長	(%)	長	長	(%)
ド	L°	Ø	_		#6	*~	数	, ,	₩ҥ	数	, ,	*~	数		*/-	数		米石	数	
_	ド	名	日		態	数			数			数			数			数		
\angle				7		14	1	7.1	19	0	0.0	15	0	0.0	14	0	0.0	5,111	231	4.5
24	201			津市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0	0	0		0	0		1028	61	
				四日市市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0	0	0		0	0		747	37	
				伊勢市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0		0			175		
			平成17年12月22日	松阪市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2		0.0	0			0			445	14	
		桑名市				1	0	0.0	2	0	0.0	0			0			693	54	
				男女共同参画都市宣言	2	1	1	100.0	2		0.0	0			0			404	15	
			平成16年6月22日	名張市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0	0			0			183		
		尾鷲市				1	0		1	0		0			0			74		
		亀山市				1	0	0.0	1	0		0			0			239		
		鳥羽市				1	0	0.0	1	0		0			0			46		2.2
		熊野市				1	0	0.0	1	0	0.0	0			0			110		
		いなべ市				1	0	0.0	1	0	0.0	0			0			119	0	0.0
24	215	志摩市				1	0	0.0	1	0	0.0	0			0			49		0.0
			平成17年9月26日	伊賀市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0	0			0			278		2.5
		木曽岬町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	36		8.3
		東員町				0	0		0			1	0	0.0	1	0	0.0	23		
		菰野町				0	0		0			1	0	0.0	1	0	0.0	39		0.0
		朝日町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	9		0.0
		川越町				0	0		0			1	0	0.0	1	0	0.0	10		0.0
		多気町				0	0		0	, ,		1	0	0.0	1	0	0.0	49		0.0
		明和町				0	0		0	_		1	0	0.0	1	0	0.0	95		4.2
24		大台町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	47		0.0
		玉城町				0	0		0			1	0	0.0	1	0	0.0	68		0.0
		度会町				0	0		0	·		1	0	0.0	1	0	0.0	37		0.0
		大紀町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	24		0.0
		南伊勢町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	U	0.0	38		0.0
		紀北町				0	0		0			1	0	0.0	1	0	0.0	13		0.0
		御浜町				0	0		0	0		1	0	0.0	1	0	0.0	19		0.0
24	562	紀宝町				0	0		0	0		1	0	0.0	0	0		14	1	7.1

<選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査票4-4 市区町村別集計項目(女性の登用)No1

調査時点コード	1	平成30年4月1日	2	平成30年5月1日	3	その他
DO E TO MICH I		十成30年4月1日	2	十成30年3万1日	Ü	

都道区府町	市区	目柱	票設定の対象で	である審	議会等	の目標	及び現	状値	目標設定の対象である審議会等の範囲			(第202条 における						05)に基づく 登用状況	(再掲) 市町村防 (委員のみ	災会議		島) 村防災3 長を含む)				質問	査時点コード		
県 コ ー :	村名	目標値 (%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員	総委員数	うち 女等数 性委員			審議会等数	うち 女性委員 を含む数		うち 女性 委員	女性比率(%)	審議会等数	うちを含む数	総委員	55 女性 女性 女性 女性 (%)	総委員	ち 女性委員 (%	委员	委	女性比率(%)	目定象る会目び 標ので審等標現値 設対あ議の及状	その他	地方自治 法(第202 条の3)に 基づく審議 会に配け ける説明	その他	地方第180 条の5)に 基づく委員 ける登井 状況	その他
	$\overline{}$			1,060	895	13,288	3,67	3 27.6		724	644	9,983	2,669	26.7	158	105	1,035	167 16.1	811	84 10	.4 8	99	39 9.9						
1/2	小計					$\overline{}$		1		706	628	9.475	2.539	26.8	156	104	1.028	166 16.1		$\overline{}$	1	1	1						
24 201		30	平成34年3月	59	47	835	20	14 24.4	法令、条例、規則、要綱等で設置されている審議会、協議会等	38	35	668		24.3	6	5	45	7 15.6	43	7 16	.3	44	7 15.9	1		1		1	
24 202	四日市市	40~60	平成33年3月	123	94	1,376	44	18 32.6	粉について番音、番譲、調音等を行うため、巾長その他の執行機関 に設置されたもの)、(4)前各号に定めるもののほか、これに準ずる 機能を有するもの	41	41	520	173	33.3	6	5	75	8 10.7	49	3 6	.1	50	3 6.0	1		1		1	
24 203	伊勢市	40	平成34年3月	69	59	910	20	22.6	、地方自治法第180条の5に基づく委員会、同202条の3に基づく附属機 関	63	54	871	200	23.0	6	5	39	6 15.4	29	3 10	.3	30	3 10.0	1		1		1	
24 204	松阪市	35	平成33年3月	75	75	1,194	39	6 33.2	地方自治法第202条の3に基づく審議会等地方自治法第108条の5	31	31	705	232	32.9	6	6	36	9 25.0	34	6 17	.6	35	6 17.1	1		1		1	
24 205			平成31年3月	95	82	928			「本金、公安良法寺 茂州、玄明市により改直されている安良法寺 ・地方自治法第180条の5に基づ代市安卓、地方自治法第200条の 3に基づ、附属機関・その他の法律に基づいて設置されている審議 会等・条例、規則及び要綱等で設置されている審議会等	43	40				5	3	29	5 17.2	41	2 4		42	2 4.8			1		1	
24 207	鈴鹿市	40	平成36年3月	60	58	762	30	9 40.6	法令、条例、規則、要綱等に基づく審議会、委員会その他の市民を 構成員とする会議	39	39	530	234	44.2	5	5	34	12 35.3	43	18 41	.9	44	9 43.2	1		1		1	
24 208	名張市	37	平成33年3月	35	33	441	12	28.6	3 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	35	33	442	126	28.5	5	3	28	6 21.4	39	6 15	.4	40	6 15.0	1		1		1	
24 209	尾鷲市									21	16	288	81	28.1	5	4	22	7 31.8	38	4 10	.5	39	4 10.3	1		1		1	
24 210			平成34年3月	77	70				で、委員に市の職員以外の者が含まれていて、複数の委員等により 組織している委員会・協議会等	27	24		83		6	4	27	6 22.2	0	0		25	1 4.0			1		1	
24 211 24 212	鳥羽市 熊野市		平成32年3月 平成40年3月	39 12		567 147			法令、条例、規則、要綱等で設置されている審議会、協議会等 市で設置している審議会	21	17			20.7 19.7	6	5	34	8 23.5 5 14.7	33 26	5 15 1 3		34 27	5 14.7 1 3.7			1		1	
				22	13		4	_	注律またけみ合に FU設置されている実践会室 冬園・規則室に FU	12	- 11	168	38		5	3	29		20	1 3		22				- '		1	
24 214	いなべ市	30	平成35年3月		- '	197			設直されている会議寺	14	- 11			22.6	5	3		4 13.8					3 13.6			'		' '	
24 215 24 216			平成33年3月 平成33年3月	44 83		1.102	18	_	地方自治法第202条の3に基づく審議会等 意思決定機関である審議会等	44 56	41 51		180 233		6	6	32 43	8 25.0 9 20.9	27 34	3 11		28 35	3 10.7			1 1		1 1	
				03	09	.,			地方白沙法(第202条の2)に其づ/実議会 地方白沙法(第190条の	30	31	1	233		-	0				_		-	-	1		+ '-		 ' 	
	木曽岬町	30	平成35年3月	13	9	148		6 10.8	5)に基づく委員会	7	7	101	14	13.9	5	2	27	2 7.4	20	1 5		21	1 4.8			1		1	
24 324	東員町		平成35年3月	27		360			防災会議、環境審議会、農業委員会等	10	9	98		24.5	5	4	30	6 20.0	11	3 27		12	3 25.0			1		1	
24 341 24 343	菰野町 朗口町		平成33年3月 平成33年3月	29 19		291 148			地方自治法第202条の3、地方自治法第180条の5 地方自治法(202条の3)、(180条の5)に該当する審議会	12	18		53 24		5	3	50 28	6 12.0 4 14.3	21	1 4	_	22 15	1 4.5			1		1	
24 343			平成33年3月	19		148			1 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	12	12				5	2	28	2 9.5	21	3 14		22	3 13.6			1		1	
24 441		30	平成33年3月	24	18	293		_	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等及び、地方自治法(第	24	10	261	53		5	2	42	5 11.6	27	0 0	_	28	0 0.0			1		1	
				15	- '				180年の5月に参う大安貞芸寺	- 24	10				٥	3	43									'			
24 442 24 443			平成35年3月 平成33年3月	15 30		204 378			地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	14 29	13		35	17.2 25.6	5	2	44 39	5 11.4 5 12.8	41 18	2 4 1 5		42 19	2 4.8 1 5.3			1		1	
24 443			平成33年3月	14		153			広域の審議会を除く審議会	13	11		43		5	2	43	4 9.3	18	0 0	_	19	0 0.0			1		1	
24 470			平成31年3月	11	9	91			第202条の3に該当する審議会	11	9	91	23		5	2	28	4 14.3	10	1 10		11	1 9.1	1		1		1	
24 471			平成32年3月	5	4	86		7 8.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会	5	4	87	7	8.0	4	1	32	1 3.1	57	2 3		58	2 3.4	1		11		11	
24 472	南伊勢町	40	平成35年3月	16	13	157	3	4 21.7	地方自治法第202条の3及び地方自治法第180条の5	11	10	120	29	24.2	5	3	37	5 13.5	25	3 12	.0	26	3 11.5	1		1		1	
24 543	紀北町	30	平成33年3月	26	19	369	6	7 18.2	地方自治法(202条の3)に基づく審議会と地方自治法(180条の5)に 基づく委員会等	21	17	342	60	17.5	6	4	34	6 17.6	53	2 3	.8	54	2 3.7	1		1		1	
24 561	御浜町		平成32年3月	16	15	177			3 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	16	15	177		22.6	6	3	35	5 14.3	25	2 8		26	2 7.7	1		1		1	
24 562	紀宝町	30	平成33年3月	10	6	164	3	3 20.1	法律又は政令により設置されている審議会等	10	6	164	33	20.1	6	4	30	6 20.0	28	2 7	.1	29	2 6.9	1		1		1	

調査票4-4 市区町村別集計項目(女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都道	市区	市	FI:	標設定の対象	である写	記述企生	の日堙	ひょく 油井	·	目標設	定の対	象であ	る審議:	会等の				の3)に基		地方	自治法(領	第180条(の5)に基	基づく	(再掲)	村防災:	소류복	(再掲)	村防災会	
	町	区	Р1	床 反 足07列家	C0701	的成女子	ジロ 1赤/	又い死が	· IIL			範囲			審	議会等	こおける	登用状況	兄	委	員会等	こおける	登用状法	兄		委員のみ			長を含む	
県コ	村コ	町	目標	目 標 年	審議	うち 女を	総委	うち 女等	女性				/		議	うち 女を	総委員	うち 女等	女性	審議会等	うち 女を	総委員	うち 女等 性数	女性比	総委	うち 女数	女 性	総委員	うち 女数	女性
1	I	村	値 (%)	年 度	会等数	女性委員 数	総委員数	性数 委 員	比 率 (%)		/				会等数	女性委員 数	員数	性数 委 員	性 比 率 (%)	会等数	性含 委む 員数	員数	性数 委 員	比 率 (%)	総委員数	性委員	比 率 (%)	員数	性委員	比 率 (%)
۴	ド	名			_			_																						
	/).h.+			/		/		/		_	_			18	16	508 0	130	25.6	2	1	7	1	14.3	_					
	$ \neq $	津市 四日市市		-			$\overline{}$		$\overline{}$		$\overline{}$	\leftarrow	$\overline{}$		0 1	0	100	25	25.0	0		0			$\overline{}$					$\overline{}$
		伊勢市													0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$
\square	\angle	松阪市			\geq			<				\angle		\geq	0	0	0	0		0	0	0								\geq
	\leq	桑名市	\sim		<		\leq	\leq	\leq	\sim	<	_	\leq	\leq	2	2	70	24	34.3	0	-	0			<					$\overline{}$
	\prec	鈴鹿市 名張市	$\overline{}$		\sim		\sim		-	\sim	$\overline{}$	-	\sim		1	0	80 0	16 0	20.0	0	0	0			-				$\overline{}$	$\overline{}$
	$\overline{}$	石饭巾 尾鷲市		_							$\overline{}$	$\overline{}$			0	0	0	0		0	0	0			$\overline{}$					$\overline{}$
		亀山市		_							$\overline{}$	$\overline{}$			0	0	0	0		0	0	0			$\overline{}$					
		鳥羽市													0	0	0	0		0	0	0	0							
	$\overline{}$	熊野市										\angle			2	1	39	9	23.1	0	0	0	0		\angle					\geq
\angle	\leq	いなべ市					\leq	\angle	\angle	\angle	\leq	_	\leq		0	0	0	0		0	0	0			_				$ \longrightarrow $	
	$ \langle $	志摩市	\sim		\sim		\leq		\leq	\sim	<	_	\leq	_	1	1	56	14	25.0	0		0			_				$\overline{}$	$\overline{}$
	\prec	伊賀市 木曽岬町	\sim		\sim		\sim		-	$\overline{}$	$\overline{}$	-	\sim	$\overline{}$	0	0	0	0		0	0	0	_		-				$\overline{}$	\leftarrow
	$\overline{}$	東員町		_							-	-			0	0	0	0		0	0	0			-					$\overline{}$
	$\overline{}$	菰野町		_							$\overline{}$	$\overline{}$			3	3	15	3	20.0	0	0	0			$\overline{}$					
		朝日町		_								$\overline{}$			0	0	0	0		0	0	0	0		$\overline{}$					$\overline{}$
		川越町													0	0	0	0		0	0	0	0							
\square	\subseteq	多気町			\angle			\angle				\angle		$ \angle $	3	2	28	9	32.1	2	1	7	1	14.3	\angle					\geq
\angle	\angle	明和町	\angle		\angle		\leq		\angle	\angle	_	_	\leq	\angle	0	0	0	0		0	0	0			_		/			
\mathcal{L}	\leq	大台町	\leq		\leq		\leq		\leq	\leq	\leq	_	\leq	/	2	2	46	2	4.3	0	-	0			_		\leq			
	\prec	玉城町									$\overline{}$	-			0	0	0 42	0	25.7	0	0	0			-			-	\longrightarrow	$\overline{}$
	+	度会町 大紀町		_							$\overline{}$	-			0	0	42 0	15 0	35.7	0	0	0			-				$\overline{}$	$\overline{}$
	$\overline{}$	スポッ 南伊勢町		_							$\overline{}$	$\overline{}$			0	0	0	0		0	0	0	_		$\overline{}$					$\overline{}$
	$\overline{}$	紀北町		_							$\overline{}$	$\overline{}$			1	1	32	13	40.6	0	v	0			$\overline{}$					$\overline{}$
	$\overline{}$	御浜町		_								$\overline{}$			0	0	0	0		0	0	0	0		$\overline{}$					
		紀宝町										$\overline{}$			0	0	0	0		0	0	0	0							$\overline{}$

調査票4-4 市区町村別集計項目(女性の登用)No3

四本叶上 10	-	亚出20年4日1日	•	T # 00/F F B 1 D	^	7.0/4
調査時点コード		平成30年4月1日	2	平成30年3月1日	3	その他

都市道区	市												管理職の	の在職も	況													I	職務上の	の地位別	職員在期	職状況					調査	-	
府町	区		2 +		うち	5一般行	政職	部	うち		うち	一般行	攻職		うち		うち	5一般行	政職	Г	うち		うち・	一般行政職	i į	課 [<u>3+</u>			5一般行	政職		2+		うち	一般行政		時	ı	
県村ココ	町	管理職	うち	女 性	管理	うち	女性	局長	女	女性比率	部局長	うち 女	女性	次 長 相	女	女性比	次長	うち 女	女性	課 長 相	女	女性比率	課長	22 l f	性	院 長 補 佐 女	女性比率	課長補:	うち 女	女 性	係 長 相	うち 女	女性比	係長	うち 女	女性	点コ	そ の	他
1 1	村	総数	女理 性職 数	比率	総	女理 性職 管数	性 比率 (%)	相当職	性数	率 (%)	相当職	性数	比 率 (%)	当職	性数	比 率 (%)	相 当 職	性数	比 率 (%)	当職	性数	率 (%)	相 当 職	性	率	相性数	率 (%)	佐 相 当	性数	比 率 (%)	当職	性数	比 率 (%)	相当職	性数	比 率 (%)	I	i	
1 1	名										胡桃															坝		職									۴		
		2,428	432	17.8	1,698		14.0	287	17	5.9	197	8	4.1	348	40	11.5	260	31	11.9	1,793	375	20.9	1,241	198 1	16.0	,755 5	33.1	1,142	304	26.6	2,988	1,153	38.6	1,572	510	32.4			
24 201		271		8.1			8.3			2.6		1	3.0	70		10.0	62	7	11.3	162	14	8.6	134			370 1	16 31.4		85	27.8		124	33.3	276		34.4	1		
24 202		379	57	15.0			9.8			5.9	25	1	4.0	76		11.8	38	6	15.8	235	44		131		_		38 29.0		26	20.0	727	355	48.8	163			1		
24 203		135	19	14.1	72		9.7	22		4.5	11	0	0.0	19		5.3	11	0	0.0	94	1/	18.1	50		_	116	44 37.9		6	14.0	282	102	36.2	91	19		1		
24 204		194	34	17.5		_	10.6	21	2	9.5	17	1	5.9	36		5.6	29	2	6.9	137	30		77		13.0	13	0.0		0	0.0	105	18	17.1	88			1		
24 205 24 207		145	34 48	23.4	114		24.6 13.9	14	1	7.1	13	1	7.7	17 49		11.8	11 42	2	18.2 7.1	114	31	27.2	90		27.8	116	28 24.1	75	24	32.0	63	33 72	52.4 31.4	40 167			1		
24 207		296 147	48 38	16.2 25.9	238 82		24.4	16	1	6.3	10	1	6.7			8.2		3	45.5	231 102	43	18.6 26.5	181		16.0 25.0	100	42 40.8	61	0.4	39.3	229		31.4	107			1		
24 208		31	38	9.7	18		0.0	26	3	11.5	15	- 1	6.7	19	8	42.1	11	5	45.5	31	27	9.7	56 18		0.0		42 40.8 10 35.7		24	0.0	108 53	42 23	43.4	54 23		17.4	1		
24 209		90	·	24.4	61			40		6.3		_	0.0	_		44.4				65	20	30.8	43		34.9		_		16		11	23		23	4				
24 210		28	22	10.7	23		26.2 8.7	16		6.3	9	0	0.0	9	- 1	11.1	9	- 1	11.1	28	20	10.7	23		8.7	34	23 34.3 4 11.8			43.2 16.0	108	45	9.1	52	14	25.0 26.9	-		
24 211		28	1	4.3	0		8.7	U	0		U	U		U	U		U	U		28		4.3	23		8.7		10 20.0			28.1	141	27	19.1	81			+		
24 212		84	15	17.9	77		10.4	1.4	0	0.0	1.4	0	0.0	27		7.4	27	2	7.4	43	12	30.2	36	6 1	16.7		24 27.0			24.4	141	21	19.1	01	20	32.1	-		
24 215		61	11	18.0	58		17.2	14	1	7.1	14	1	7.1	- 27		7.4	- 27	- 2	7.4	43	10	21.3	44		20.5		31 51.7			32.6	119	58	48.7	79	27	34.2	-		
24 216		244	84	34.4	155		29.0	20	1	5.0	14	0	0.0	24		16.7	18	0	16.7	200	70	39.5	123		34.1	_	31 31.7		41	41.4	200	60		105			-		
24 210		11	1	9.1	100		0.0		<u> </u>	5.0	14	0	0.0	24	- 4	10.7	10	3	10.7	11	19	9.1	10		0.0	11	6 54.5		41	44.4	17	11	64.7	103			- 1		
24 324		30	3	10.0	28		3.6		1	9.1	11	- 1	9.1	0	0		0	0		19	2	10.5	17		0.0	35	9 25.7		5	16.1	30		50.0	23		34.8	1		
24 341		24	0	0.0	22		0.0		,	0.1	0	0	0.1	0	0		0	0		24	0	0.0	22		0.0	18	7 38.9		2	15.4	56	20	35.7	38		18.4	1		
24 343		18	1	5.6	17		0.0		0		n	n		0	n		n	n		18	1	5.6	17		0.0	15	3 20.0		1	7.7	13	q	69.2	11		63.6	1		-
	川越町	27	6	22.2	15		6.7	Ϊ́	1 1			- 0		2	n	0.0	2	n	0.0	25	6	24.0	13		7.7	5	2 40.0		1	25.0	13	4	30.8	9	3	33.3	1		
24 441		12	0	0.0	12		0.0		i i						ľ	0.0		Ŭ	0.0	12	0	0.0	12		0.0	1	0 0.0		0	0.0	26	5	19.2	26	5	19.2	1		
24 442		23	10	43.5	16		31.3	0	0		0	0		0	0		0	0		23	10	43.5	16		31.3	0	0	0	0		40	12	30.0	32			1		
24 443		28	6	21.4	24		20.8	0	0		0	0		0	0		0	0		28	6	21.4	24		20.8	24	10 41.7	20	7	35.0	72	43	59.7	55			1		
24 461		19	2	10.5	15		6.7													19	2	10.5	15		6.7		12 75.0		4	50.0	15	5	33.3	15	5	33.3	1		
	度会町	12	1	8.3	9	0	0.0	0	0		0	0		0	0		0	0		12	1	8.3	9		0.0	6	4 66.7		0	0.0	16	7	43.8	12	5	41.7	1		
24 471		20	0	0.0	20	0	0.0													20	0	0.0	20	0	0.0	16	6 37.5	11	1	9.1	31	14	45.2	31	14	45.2	1		
24 472		21	3	14.3	21		14.3		1											21	3	14.3	21	3 1	14.3						37	9	24.3	·			1	-	
24 543		20	0	0.0	20	0	0.0													20	0	0.0	20	0	0.0	32	5 15.6	32	5	15.6	47	15	31.9	47	15	31.9	1		
	御浜町	15	2	13.3	13		7.7	0	0		0	0		0	0		0	0		15	2	13.3	13	1	7.7	23	3 13.0	_	0	0.0	30	11	36.7	19	5	26.3	1	-	
	紀宝町	20	6	30.0	12	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0		0	0		14	6	42.9	6	0	0.0	36	12 33.3		4	17.4	27	13	48.1	17	4	23.5	1		

調査票4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点コード 1 平成30年4月1日 2 平成30年5月1日 3 その他						
	調査時点コード	1	平成30年4月1日	2	3	その他

-																	_	
都市	市				市区町	村 議	会の	議員	の 雨	立	支 援	体 制	一に関する調査				調	
道区	E		問1 議員の出産を欠席事由として 明記した規定(産体を含む)が	問2 問1、で、1、を選択した場合 「欠席事由として明記した規定」	問3 問3(1). 問1. で1 間を選択した場合、取 て	明3(2). 問1. ・1を選択した場	問4 仕事と生活ついて1~3	の調和の勧	点からのグ	で席事由につ	ついて、以下 ください	の事由に	問5 問4. で、1. を選択した場合 該当部分の象文(本文)を記入して(ださい。※別添の場合は、(別添)と記入	男女共同参画に関する議員		問8 う 議員の利用することのできる 授乳室等が議会に設置また	査	
府町県村	町		あるか。1~3のいずれかー	はいつ制定されましたか。1~2 のうちいずれか一つを選択してく ださい。	得することが可能な 休業期間は、次のう ちどれに当てはまりま	た、休暇の期間 分報酬につい	1. 明記 2. 明記	った規定が った規定は 上認めてい	ある ないが、	-02-7				スメント防止に関するものを 含む)を行っていますか。	たは提供されていますか。	は提供されていますか。	時点	その他
= =	村	議会名	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、 運用上窓めている 3. その他	1. 平成26年度以前 2. 平成27年度以降	1. 労働基準法65条 1 の産前産後25年 23 23 23 23 23 23 24 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	. なし	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の介護	疾病	その他		修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント 防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研 修及びセクシュアル・ハラスメ ント防止に関する研修の両方 を行っている。	は提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(領時のものも含む) 3. 設置または提供する予定	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。 値(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定	п 	
FF	*		26	4	0	1	0	0	0	0	3	0		4. 行っていない。	0	0	۴	
\mathcal{X}	\leftarrow	1の合計	0	22	1	22	7	7	8	7	16	4		0	0	3	\longrightarrow	
\mathcal{H}		2の合計	3	22	25	3	22	22	21	22	10	25		0	0	0		
\times	\leftarrow	3の合計 4の合計			20	<u> </u>		"			-10	-20		28	29	26	-	
24 20	1 津市	津市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
	2四日市市	四日市市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1	
	3 伊勢市	伊勢市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1	
	4 松阪市	松阪市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
	5 桑名市 7 鈴康市	桑名市議会 鈴鹿市議会	3	1	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1 1	
	7 野総甲 8 名張市	の の の の の の の の の の の の の	1	2	3	2	2	2	2	2	2	3		4	4	4	1	
	9 尾鷲市	尾鷲市議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	3		4	4	4	1	
	0 亀山市	亀山市議会	1	2	3	3	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1	
24 21	1 鳥羽市	鳥羽市議会	1	2	3	3	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1	
24 21	2 熊野市	熊野市議会	1	1	3	2	2	2	2	2	2	3		4	4	4	1	
	4 いなべ市	いなべ市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	1	3	(欠席の届出)第2条 議員は、疾病、出産その他の事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	4	4	2	1	
	志摩市	志摩市議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
	6 伊賀市	伊賀市議会	1	2	3	2	3	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
	3 木曽岬町	木曾岬町議会 東員町議会	3	1		2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
	4 東貝町	東貝町譲安 菰野町議会	1	2	3	1	3	3	3	3	1	3	第2条第1項 議員は、自己のため出席できないときはその理由をつけ当日の会議時刻		4	4	1	
	3朝日町	朝日町議会	1	1	3	2	3	3	3	3	3	3	までに議長に届けでなければならない。	4	4	4	1	
	4 川越町	川越町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	1	3	議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 長に届けなければならない。2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定め、 あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	4	4	4	1	
	1 多気町	多気町議会	1	2	3	2	2	2	2	2	2	3		4	4	2	1	
	2 明和町	明和町議会	1	2	3	2	2	3	3	3	2	2		1	4	4	1	
	3 大台町	大台町議会	1	2	2	3	2	2	2	2	2	2		4	4	4	1	
	1 玉城町	玉城町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
	0 度会町	度会町議会 大紀町議会	1	2 2	3	2	3	3	2	3	2	3		4	4	2	1	
	2 南伊勢町	人们可議会 南伊勢町議会	3	Z	•	4	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	
	3 紀北町	紀北町議会	1	2	3	2	3	3	2	3	2	3		4	4	4	1	
	1 御浜町	御浜町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	2	3		4	4	4	1	
	2 紀宝町	紀宝町議会	1	2	3	2	3	3	3	3	3	3		4	4	4	1	